

### 9103 通関業者の概要

貨物を輸出し、又は輸入しようとする者は、貨物の品名、数量及び価格その他必要な事項を税関長に申告し、貨物について必要な検査を経て、その許可を受けなければなりません。輸出入貨物の通関手続には専門的な知識を必要とします。輸出入者は自ら通関手続を行うより、専門家に委託した方が時間的、技術的な負担を軽減でき、効率的な場合が多いことから、現在多くの輸出入者が専門家に通関手続を委託しています。

このように、他人の依頼を受けて税関官署に対してする輸出又は輸入の申告、関税の納付、不服申立て等の手続について、輸出入者に代わって代理・代行することを業として行うことを通関業といいます。通関業を営もうとする者は、財務大臣の許可を受けなければなりません。財務大臣の許可を受けて通関業を営む者を通関業者といいます。

(参照)・税関ホームページ「通関業者一覧」

<http://www.customs.go.jp/tsukangyousha/index.htm>

・9104「通関業者の現況」カスタムスアンサー

[https://www.customs.go.jp/tetsuzuki/c-answer/sonota/9104\\_jr.htm](https://www.customs.go.jp/tetsuzuki/c-answer/sonota/9104_jr.htm)

(通関業法第2条、第3条)